

⑧

令和 7 年 10 月 24 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県百貨店、総合スーパーマーケット
最低賃金専門部会
部会長 田中 英男

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 28 日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

木村 弘

田中 英男

長澤 裕子

(労働者代表委員)

大澤 昇

京堂 陽

酒井 努

(使用者代表委員)

石野 弘幸

橋本 政人

山下 修平

石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店又は総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 6 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日